

条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をこのに公布する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第三十三号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県監査委員条例及び知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

一 埼玉県監査委員条例（昭和三十五年埼玉県条例第十八号）第四条

二 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年埼玉県条例第七号）

第一条

（埼玉県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

一 埼玉県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十三号）

第十一条

二 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例（昭和五十六年埼玉県条例第四十二号）第七条

三 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十号）第七条

（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

第三条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年埼玉県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二百四十三条の二の二」を「第一百四十三条の二の八」に改める。

（知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第四条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改める。

この条例は、令和六年四月一日から施行する。